

富士新聞

(毎月25日発行)

(1) 人口の動き

人口総数	44,994	{ 男女	22,515	15,979
世帯数	8,600	出生	7,517	3,812
転入	217	死亡	7,000	1,212
転出	25	合計	6,017	2,600
結婚	11			
離婚	1			
死産	1			

(昭和34年8月1日現在、住民登録による)

住家全壊33半壊149戸

農作物の被害実に二億円 災害救助法発動さる

富士市を襲った七号台風は、六十年来最大の被害を残して立ち去つて行つた。八月の十四日午前六時三十分ごろ駿河湾方面より北上した七号台風は、最大風速四十余米という強風と雨をもつて流れ狂いアツクという市内の住家および工場などの非住家が倒壊したのを始め田畑の冠水、橋梁、道路の欠損など市内随所に約五億千円

猛威を振った七号台風

富士市を襲った七号台風は、六十年来最大の被害を残して立ち去つて行つた。八月の十四日午前六時三十分ごろ駿河湾方面より北上した七号台風は、最大風速四十余米という強風と雨をもつて流れ狂いアツクという市内の住家および工場などの非住家が倒壊したのを始め田畑の冠水、橋梁、道路の欠損など市内随所に約五億千円



特設された対策本部



横倒しになつた美容院 (前田)

▽非住家	計	二億七千九百九十九円
(1)全壊	八九戸	
(2)半壊	一四五戸	
計	二四九戸	
▽住家	計	一億二千万円
(1)全壊	三三戸	
(2)半壊	一四九戸	
計	一八二戸	
▽農作物	計	二億七千九百九十九円
(1)農産物の被害	一億三千九百九十九円	
(2)林産物の被害	一億三千九百九十九円	
計	二億七千九百九十九円	
▽西工事業関係	計	一億七千九百九十九円
(1)建物、機械類	一億七千九百九十九円	
(2)その他	一億七千九百九十九円	
計	一億七千九百九十九円	
▽土木関係	計	一億七千九百九十九円
(1)道路崩壊四ヶ所	四〇〇万円	
(2)木橋破壊五ヶ所	一八〇万円	
(3)木橋破壊一ヶ所	一八〇万円	
(4)市内路面復旧	二〇〇万円	
(5)河川改善	六〇〇万円	
計	一億七千九百九十九円	
▽電話関係	計	約五百万円
(1)電話機破損	六本	
(2)電柱倒伏	五本	
(3)電柱傾斜	六七本	
(4)ケーブル破断	六〇ヶ所	
(5)ケーブル復水	六三ヶ所	
計	一、〇〇〇ヶ所	
(6)通話断絶	一、〇〇〇ヶ所	
(7)通話縮短	約百回	

▽住家の被害	計	一億二千万円
(1)全壊	三三戸	
(2)半壊	一四九戸	
計	一八二戸	

復興住宅資金 貸付のお知らせ

台風七号の被害を受けた住家には、住宅金融公庫より復興住宅資金が貸付されています。貸付条件は以下の通りです。

- △貸付金額(限度額) 最高三千万円
- △返済期間 最高五十五年
- △返済利率 年五分五厘

貸付を受けるには、被害を受けた住家の写真と、被害を受けた住家の位置図を提出する必要があります。申請は、被害を受けた住家の所在する市役所で行います。

電灯、電話も被害甚大

市役所の電報機も被害を受けた。市内の電報機は、台風七号により、電報機が倒壊し、電報の被害を受けた。市役所の電報機は、被害を受けた。市役所の電報機は、被害を受けた。

検査月日	検査会場	検査対象
9月3日	岩松公民館	四ツ家、浦町、林町、新町、橋下、四丁河原
4日	同	上町、上中、下中、瀬戸川原、東田、旭町、滝戸、緑ヶ丘
5日	富士第二小学校	南木田、水戸島下、森島、宮下、水戸島南町
6日	同	上横堀、十兵衛南、下横堀、北水戸島、中東三社宅、大昭和社宅
7日	中丸、富士魚市場	三四軒屋、新浜、中丸、小須、田子、鮫島、前田新田
8日	田子浦支所	柳島、川成島、西東宮島、上下五貫島、新田助六、前田旭化成社宅
9日	市役所車庫	高島、藤間、川原宿、塔之木、五味島、水戸島上
10日	同	本市場、本州社宅、国久、平野一、二、三、四
11日	同	本市場新田、松本、中島上下、新道町、浅間町、榎木
12日	同	本町、中町

あなたの生活状態は?

全国消費実態調査

総理府統計局ではこの九月一日から十一月三十日まで三ヶ月間にわたって「全国消費実態調査」という統計調査を行うことになりました。

この調査は、全国から七千七百ほどの調査区域をえらび、その地域にお住いのみなさんに家計簿を記入していただく調査であります。

この調査で国民全体のくらしの状態や国の経済計画や政策をたてる場合の重要な参考資料とするものです。

どうかこの調査の趣旨を理解の上、関係調査区域のみなさんご協力をお願いします。

田子1234



全壊の日本カフェイン (水戸島)



屋根瓦が崩れ道路も通行止め (新田助六)



倒壊した佐野鉄工場 (前田)

計量器(はかり等) 定期検査

計量器の定期検査は取り上げ使用する場合又は証明上使用する計量器(量器)は定期検査の対象になります。計量法の定めるところにより、計量器の定期的検査を受けることとなります。

本市の定期検査は九月三日から九月十二日まで十日間の日程で行うことになりました。つきましましては、計量器の事前検査を行うことになりました。つきましては、計量器の定期的検査を受けることとなります。

計量器(はかり等)の定期検査は、計量器の定期的検査を受けることとなります。計量器(はかり等)の定期検査は、計量器の定期的検査を受けることとなります。

計量器(はかり等) 定期検査

計量器の定期検査は取り上げ使用する場合又は証明上使用する計量器(量器)は定期検査の対象になります。計量法の定めるところにより、計量器の定期的検査を受けることとなります。

本市の定期検査は九月三日から九月十二日まで十日間の日程で行うことになりました。つきましては、計量器の事前検査を行うことになりました。つきましては、計量器の定期的検査を受けることとなります。

計量器(はかり等)の定期検査は、計量器の定期的検査を受けることとなります。計量器(はかり等)の定期検査は、計量器の定期的検査を受けることとなります。

検査月日	検査会場	検査対象
9月3日	岩松公民館	四ツ家、浦町、林町、新町、橋下、四丁河原
4日	同	上町、上中、下中、瀬戸川原、東田、旭町、滝戸、緑ヶ丘
5日	富士第二小学校	南木田、水戸島下、森島、宮下、水戸島南町
6日	同	上横堀、十兵衛南、下横堀、北水戸島、中東三社宅、大昭和社宅
7日	中丸、富士魚市場	三四軒屋、新浜、中丸、小須、田子、鮫島、前田新田
8日	田子浦支所	柳島、川成島、西東宮島、上下五貫島、新田助六、前田旭化成社宅
9日	市役所車庫	高島、藤間、川原宿、塔之木、五味島、水戸島上
10日	同	本市場、本州社宅、国久、平野一、二、三、四
11日	同	本市場新田、松本、中島上下、新道町、浅間町、榎木
12日	同	本町、中町